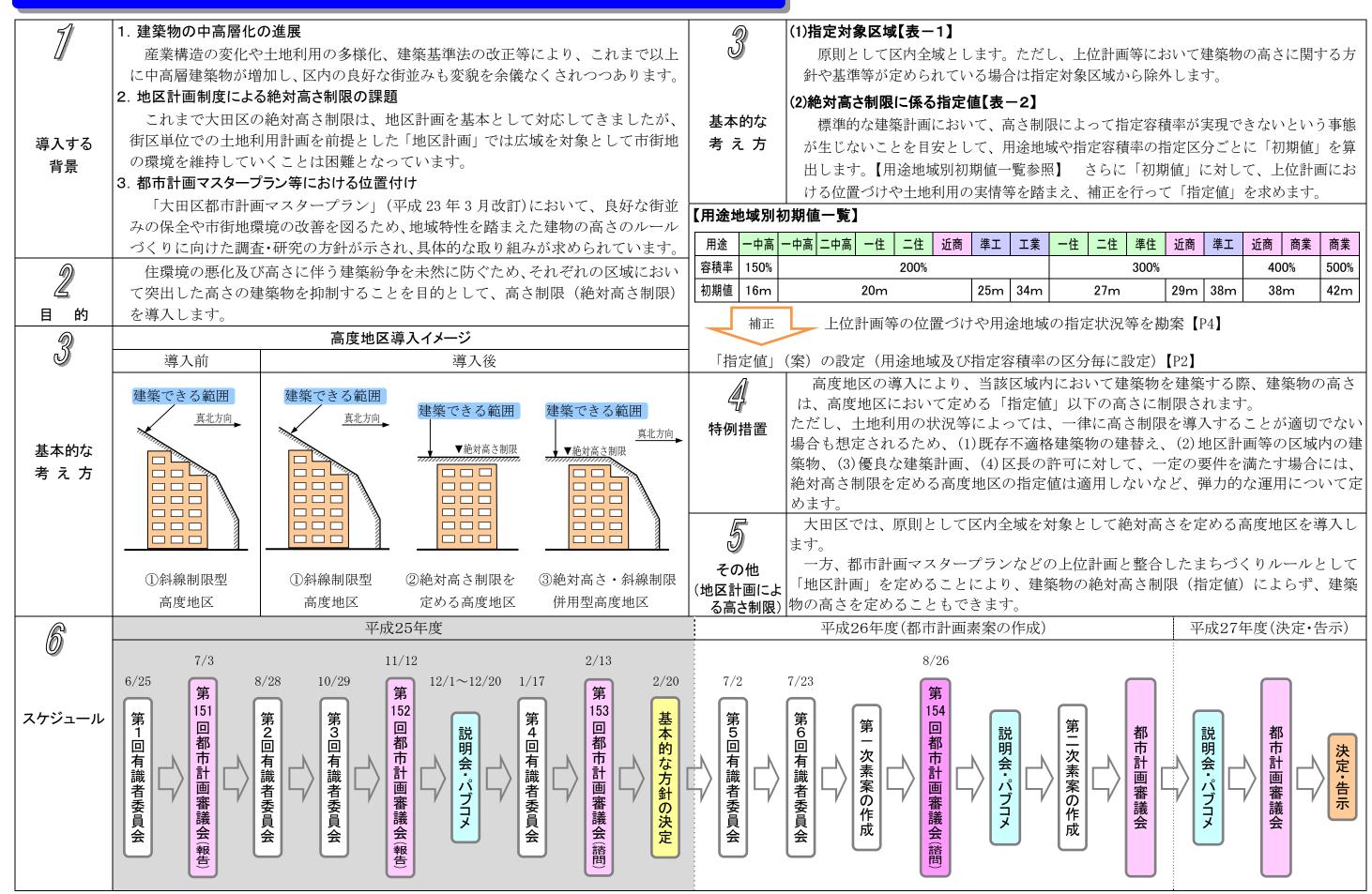
東京都市計画高度地区の変更(大田区決定)に係る第一次素案について



※スケジュールについては現時点のものであり、検討状況等により変更する場合もあります。

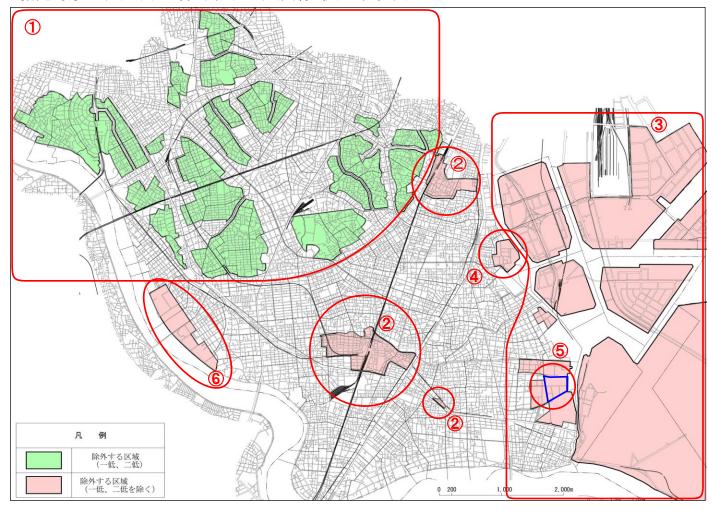
1

1.指定対象区域

絶対高さ制限を定める高度地区の指定対象区域は、原則として区内全域とする。

ただし、土地の高度利用が必要な地域や、既に建築物の高さの限度(絶対高さ)が10mに指定されている低層住居専用地域など、上位計画又は関連計画、関連法令等において建築物の高さに関する方針や基準等が示されている場合には、原則として指定対象区域から除外する。

指定対象区域(白)及び除外する区域(黄緑・桃)の位置図



除外する区域(表-1) 【詳細な区域図は3ページ参照】

対応番号	除外する区域	備考
1	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	上記の用途地域全域
2	「大田区都市計画マスタープラン(平成 23 年 3 月)」等で『中心拠点』として	蒲田駅周辺及び大森駅周辺の商業地域
	の位置付けのある区域及び高度利用地区	等
		平和島、昭和島、東海、京浜島、城南島
3	空港臨海部(埋立島部)及び工業専用地域	及び羽田旭町、東糀谷4丁目~6丁目、
		大森南 4 丁目各々の一部、羽田空港
4	第一種住居地域及び準工業地域のうち高度地区の指定が無い区域	大森東1丁目、3丁目の各々の一部
5	準工業地域のうち高度地区の指定が無い区域	東糀谷6丁目の一部
6	工業地域	多摩川沿いの下丸子 2 丁目、3 丁目、4
	工未地以	丁目各々の一部

2.絶対高さ制限に係る指定値

用途地域等の区分による絶対高さ指定値(案)(表-2)

	型型以前の区グによる他列 ■ 2 単元	建ぺい率	容積率	斜線型	絶対高さ	絶	対高さ	想定される	指定面積(ha)
No.	用途地域	(%)	(%)	高度地区	初期値(m)	指	定値(m)	階数(参考)	計 2683. 6ha
1		60	150	第1種	16	=	16	5 階	44. 3 (1. 65%)
2	第一種中高層住居専用地域			第1種	20	l⇒-	16	5 階	8. 0 (0. 30%)
3	另一性中向借任后等用地域	60	200		20		20	6~7 階	2. 2 (0.08%)
4				第2種	20	=	20	6~7 階	320. 0 (11. 92%)
5	第二種中高層住居専用地域	60	200	第2種	20	=	20	6~7 階	18.6 (0.69%)
6		60	200	第2種	20	l⇒-	16	5 階	16.0 (0.60%)
7	第一種住居地域	00	200	第 4 性	20		20	6~7 階	613. 2 (22. 85%)
8	另一性住石地域	60	300	第3種	27	l⇒ -	27	8~9 階	127. 0 (4. 73%)
9		00	300	おり作	21	7	30	9~10 階	1. 2 (0.04%)
10	第二種住居地域	60	200	第2種	20	=	20	6~7 階	5. 9 (0. 22%)
11	另一性压凸地域	60	300	第3種	27	=_	27	8~9 階	12. 5 (0. 47%)
12				第2種	27	⇒	30	9~10 階	0. 2 (0.01%)
13	準住居地域	60	300	第3種	27	⇒⊤	27	8~9 階	7. 2 (0. 27%)
14							30	9~10 階	77. 9 (2. 90%)
15		80	200	第2種	20	⇒	16	5 階	8. 7 (0. 32%)
16			200				20	6~7 階	21.3 (0.79%)
17			300	第2種	29	⇒	25	8階	1.3 (0.05%)
18	近隣商業地域						27	8~9 階	0. 2 (0.01%)
19	型解尚未地以	80		第3種	29		25	8階	4. 1 (0. 15%)
20						⇒	27	8~9 階	6. 6 (0. 25%)
21							30	9~10 階	286. 7 (10. 68%)
22		80	400	_	38	=	38	12~13 階	45.3 (1.69%)
23		80	400	第3種	38	=	38	12~13 階	3. 5 (0. 13%)
24	商業地域※1	80	400	_	38	=	38	12~13 階	18. 9 (0. 70%)
25		80	500	_	42	=	42	14 階	54. 7 (2. 04%)
26		60	200	第2種	25	=	25	8 階	756. 0 (28. 17%)
27	準工業地域 ^{※2}			第2種	38	⇒	30	9~10 階	3. 3 (0. 12%)
28	午工未地以	60	300	笠り 種	38	⇒	30	9~10 階	84. 5 (3. 15%)
29				第3種	30	7	38	12~13 階	1.4 (0.05%)
30	工業地域	60	200	_	34	=	34	11~12 階	132. 9 (4. 95%)

※:表中の絶対高さ指定値欄の赤帯部分は補正を行った結果、一部地域において初期値と異なる指定値を採用したもの。

検討事項

※1:池上通り沿道の商業地域(容積率 400%) 指定値:38m

当該地域は沿道の一部が第一種低層住居専用地域に接しており、用途地域間で高さの較差が 28mと大きいことから、住環境の影響を精査したうえで判断します。

※2:特別工業地区(準工業地域の一部を指定)(容積率 200%) 指定値:25m

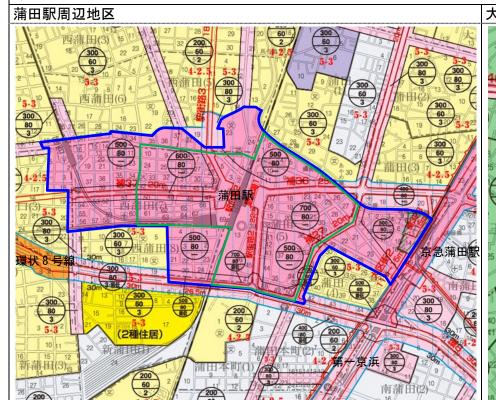
特別工業地区に指定されている地域については、住工調和及び土地利用の状況を踏まえて判断します。

:除外する区域を示す。

╗: 一般拠点地区を示す。

②「大田区都市計画マスタープラン(平成23年3月)」等で『中心拠点』としての位置付けのある区域及び高度利用地区

大田区における主要な鉄道駅であるJR蒲田駅及び大森駅周辺の商業地域については、「大田区都市計画マスタープラン」等において『中心拠点』に位置付けられている。



大森駅周辺地区 80 成183 100 50 60 大森北(2) 300 60



市街地再開発事業の事業決定を受け、土 地の高度利用に向けて都市機能の更新が予 定されている地域であるため。

6工業地域



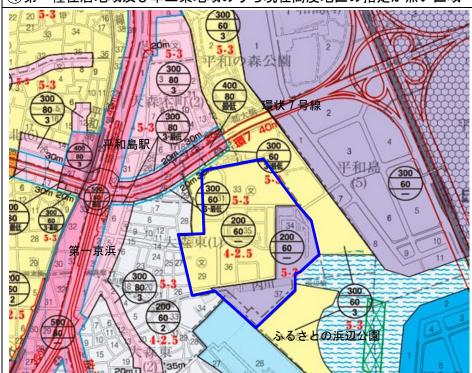
4 第一種住居地域及び準工業地域のうち現在高度地区の指定が無い区域

当該拠点として交通の主要な結節機能を有し、

誘導が求められているため

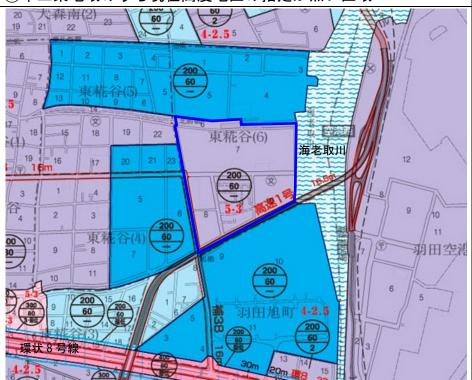
⑤準工業地域のうち現在高度地区の指定が無い区域

,商業業務や情報など都市の多様なサービス機能の維持・集積を図る地域として、高層利用を主体とした賑わいのある土地利用への



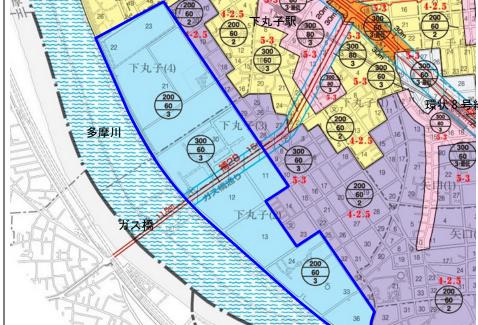
当該区域は、工場跡地において周辺の住環境に配慮して学校、都営住宅、公園などの - 定規模以上の公共系建築物が計画的に配置された区域である。

また、西側の住環境に対する配慮を要する市街地は、隣接して小学校、公園の敷地とな っており、当該小学校の建替えに伴う建築物の高さによる周辺の影響は少ないものと考え られるため。

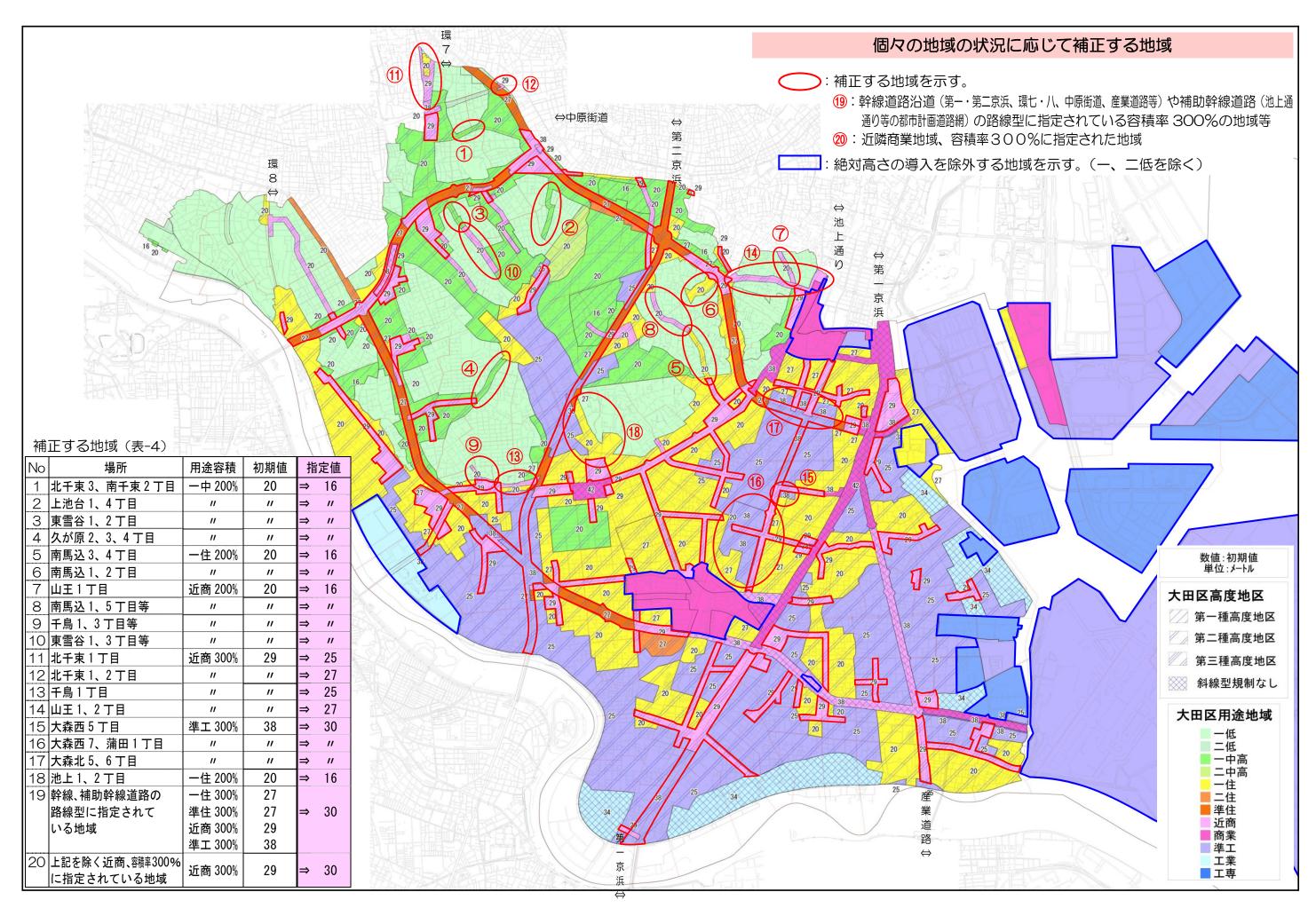


当該区域は、学校、都営住宅、ポンプ所など、一定規模以上の敷地から成る既成開発 区域である。

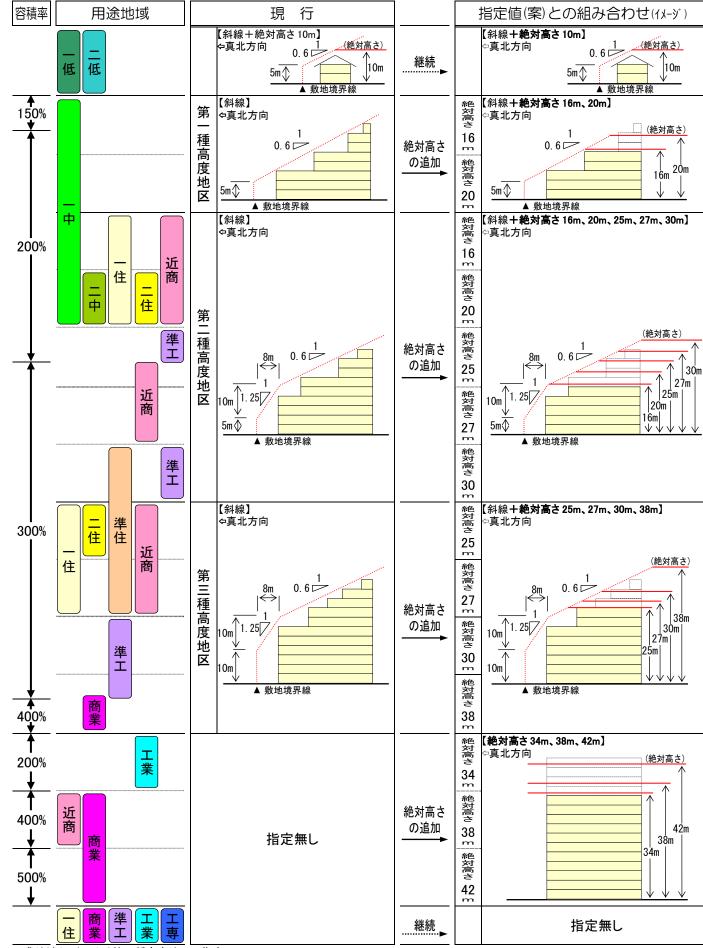
が求められる住居系用途地域とは接していないため。



当該区域は、多摩川スーパー堤防整備事業や大規模工場の移転などを契機として、平 成 15 年前後に相次いで高層の大規模集団住宅の建設が進んだエリアであり、かつ、用途 また、周辺は河川や高度地区の指定がない工業専用地域であり、住環境に対する配慮|地域の指定状況に基づき絶対高さ制限を導入した場合、過半の物件が指定値を超える。 また、既に第3種高度が指定され、隣接する北側エリアに対する一定の配慮も行われて いるため。



既存の斜線規制型高度地区と絶対高さの指定値(案)との組み合わせは、次の通りとなります。(表-5)



工業地域(下丸子)は第三種高度地区の指定

【参考】大田区における絶対高さの指定値種別と他区との比較(表-6)

区	名	新宿区	文京区	墨田区	品川区	目黒区	世田谷区	渋谷区	練馬区	大田区	想定階数
施	行年度	H18	H26	H22		H20	H16	H20	H20		
	14m		0								4 階
	16m				_			0		0	5 階
	17m		0	0	スポーポー	0			0		
	20m	0			ッ	0		0	0	0	6 階
	22m		0	0	<u> </u>						7階
	23m				指 定 定 —						
	24m		0								
	25m				10m 12m				0	0	8 階
	27m				12m				0	0	
絶	28m			0	10111						9 階
絶対高さ指定値	30m	0				0	0	0	0	0	
12	31m		0						0		10 階
指完	34m				田田					0	11 階
値	35m		0	0	™ <u>×</u>				0		
	38m			,	接					0	12 階
	39m		0		す						
	40m	0			— っ — 地	0		0			13 階
	42m				域				0	0	14 階
	45m		0		指		0				15 階
	46m		0		定		,				
	50m	0			(大田区と接する地域に指定なし)	0		0			16 階
	60m	0	0		<u> </u>	0		0			19 階
	70m		0								23 階
種類	別数計	5種	11 種	4種	3種	6種	2種	6種	5種	8種	

高度地区の導入を予定しているエリアについて、中高層建築物の棟数分布状況を指定容積率及び用途地域の区分に応じて表-7 のとおり 分類しました。

なお、表中に掲げる棟数は累計値であり、当該階以上の建築物も含んでいます。

【例】150%・一中の4階欄に34棟とあるのは、4階以上の建築物は34棟あり、4階の建築物は23棟(=34-11)となります。

絶対高さの指定値を超える建築物の状況を把握するため、「指定値」に対応した階数を赤線、一部地域については補正を行うこととし青線として表示するとともに、表の欄外には参考として建築物の高さを目安として表示しました。

赤字部分に示す通り、指定値を超える建築物は、導入を予定している全区域で発生しています。発生棟数を分析すると、割合は概ね 5%未満となっています。

19m ▲ 22m **25m** ▲ 28m ▲ 31m 33m ▲ 36m ▲ 40m **42m**

34m 38m

27m

高さの換算値⇒ 16m

20m

また、発生している建築物の建物用途については、右表(表-8)に示すように、そのほとんどが集合住宅(93.4%)となっています。

表-8 指定値を超える建築物の建物用途別状況

建物用途	棟数	割合
教育文化施設	8	3.3%
厚生医療施設	3	1.2%
事務所建築物	4	1.6%
住商併用建物	0	0.0%
宿泊•遊興施設	1	0.4%
集合住宅	227	93.4%
専用工場	0	0.0%
合計	243	100.0%

第一種、第二種低層住居専用地域を除く

表-7 指定容積率別用途地域別の指定値を超える建築物棟数の状況(累計)【中層以上】

	階数	なり、日に石頂牛が用処地域がの日と他と他たる姓来が休飯の状が(茶田) 上 中層 建築物 超高層建築物 超高層建築物																								
容積	用途	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
150	一中	34		3	2		,						- 10	10	- 17	10	- 10									
%	44.3ha	100.00%	32.35%		5.88%																					
200	一中	632	248		57		17	10	5			3	2													
%	322.2ha	100.00%			9.02%		2.69%	1.58%	0.79%			0.47%	0.32%													
	一中(補)	17	4							· +																
	8.0ha	100.00%	23.53%	◀		——青	線:補正	による。	る区分	(一部区)	或)															
	二中	52	25	10	6		2			1																
	18.6ha	100.00%	48.08%	19.23%	11.54%		3.85%			1.92%																
	一住	913	336	140	81	44	31	24	19	17	15	12			3	2					1					
	613.2ha	100.00%	36.80%		8.87%		3.40%	2.63%	2.08%	1.86%	1.64%	1.31%			0.33%	0.22%					0.110%					
	一住(補)	24	9	1				// · + -/	ルキのキュ	-1-7/																
	16.0ha	100.00%	37.50%	4.17%	(20	m」 亦	線:指定	他の高さ	区分																i
	二住	24	15	6	4			1																		
	5.9ha	100.00%	62.50%	25.00%	16.67%			4.17%																		
	近商	95	25	13	8		2																			
	21.3ha	100.00%	26.32%	13.68%	8.42%		2.11%	―ピン	ク線:初	期値の高	さ区分															
	近商(補)	10	3		1			(初期	値と指	Z値が異れ	ふる地域)														
	8.7ha	100.00%	30.00%		10.00%																					
	準工	1,535	720		197			60	30	20	12	10											1			
	756.0ha	100.00%	46.91%	22.21%	12.83%	7.56%	5.15%	3.91%	1.95%	1.30%	0.78%	0.65%											0.065%			
	工業	274	163		87	71	56	41	31	14		5					1									
	132.9ha	100.00%	59.49%	44.53%	31.75%	25.91%	20.44%	14.96%	11.31%	5.11%	3.65%	1.82%					0.36%									
300	一住	316	124	65	31		8	5	2	1		_														
%	127.0ha	100.00%	39.24%	20.57%	9.81%	4.75%	2.53%	1.58%	0.63%	0.32%	34n	<u>1</u>														
	一住(補)	5	2	1			j																			
	1.2ha	100.00%	40.00%	20.00%			<u> </u>)																		
	二住	27	18		6		2	27m	1																	
	12.5ha	100.00%	66.67%		22.22%		7.41%		3.70%																	
	準住	47	33		12		2		1																	
	7.2ha	100.00%	70.21%		25.53%		4.26%		2.13%																	
	準住(補)	388	254	172	107		37		11	2				1												
	78.1ha	100.00%	65.46%	(27.58%		9.54%			0.52%				0.26%												
	近商(補)	1,598	695	338	189	87	44	21	12	8	2	:	1													
	286.7ha	100.00%	43.49%		11.83%		2.75%	1.31%	,	0.50%	0.13%		0.06%													
1	近商(補)	55	12		3				30n																	
	5.4ha	100.00%	21.82%		5.45%	3.64%				_		38r	n													
	近商(補)	59	34 57.63%	16	16.05%	11.00%	0.470	3 ₁																		
(=\	6.8ha	100.00%	57.63%		16.95%		8.47%	5.08%		 																
(面)	準工(補)	100.00%	51 22W		18	10.20%	0.70%	7.00%	6 100		Ţ.															
いいよい	29.1ha 淮工(#1)	100.00%	51.22%		21.95%		9.76%	7.32%	6.10%		8	3.66%	4													
(心理)	準工(補)	100.00%			48 28.40%			18 10.65%	1 2 7.10%		4.73%	_	0.59%													
(沿道)	58.7ha 準工	100.00%	63.91%	40.24%	28.40%	18.93%	12.43%	10.00%	7.10%		4./3%	2.96%	0.0870													
(1012年)		100.00%	100.00%	100.00%	66.67%	66.67%	33.33%																			
400	1.4ha	332					65	49	34	21	12	10	2					4								
400	近商 45.3ha	100.00%			119 35.84%					6.33%	3.61%	3.01%	1.81%					0.30%								
76	45.3ha								10.24%	0.33/6	3.01%	3.0170	1.0170					0.30%								
	商業 22.4ha	128 100.00%	71 55.47%	49 38.28%	36 28.13%		22 17.19%	14 10.94%	4.69%	3.13%	3 2.34%	0.78%														
500												28	10										4			
500 _∞	商業	416	323 77.64%		234 56.25%		158	131	96 33.08%	15.97%	51 12.26%	28 6.73%	10 2.40%		0.48%								0.24%			
合計	54.7ha 棟数	100.00%								15.87%				0		6	F	4	2	2		0	0.24%			
		7,235 100.00%			1,258		561 7.75%	408 5.64%	266 3.68%	168	120	1.00%	0.36%	0.12%	0.11%	0.08%	0.07%	0.06%	0.04%	0.04%		0.03%	0.03%			
	2,683.6ha	100.00%					_							0.12%	U.11%									m + + +	<u> </u>	
	高さの換算値⇒ 16m 19m へ 22m 25m へ 28m へ31m 33m へ 36m へ 40m 42m ※地区内最高階数、中高層化率は平成 23 年度土地利用現況調査を基にしています。																									

特例措置

【特例的な運用の必要性】

絶対高さを定める高度地区が指定された区域内では、建築物の高さは原則として指定値の範囲内に制限されることにより、地域において突出した高さの建築物は抑制され住環境の悪化を防止します。

しかしながら、土地利用の状況等によっては、高度地区により建築物の高さを一律に規制することは適切でない場合も想定されます。

高度地区の指定により既存不適格となる建築物に関しては、これまでの床面積を確保できなくなり、建替えの支障となる場合もあります。

一方、大規模な敷地において十分な隣棟間隔や空地が確保された集団住宅など、周辺の市街 地環境の向上に資する建築物については、ある程度高さを緩和することも考えられます。

また、地区計画等において、建築物の高さの最高限度が定められている区域または新たに建築物の最高限度を定めた区域については、地域のまちづくりルールである地区計画等において 定める高さを優先することが適切といえます。

その他、公益上やむを得ないと認め、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物等についても、個別の検討が必要と考えています。

【1】指定方針

次の①から④に掲げる事由に該当する場合、絶対高さ制限を定める高度地区の指定値は適用 せず、それぞれ当該事由に定めるところによるものとします。

指定方針

① 既存不適格建築物

・絶対高さ制限を定める高度地区の導入により既存不適格建築物となった分譲共同住宅等の 建替えについて、その建替えに係る一定の基準を満たすものは、1 回に限り、現在の高さ を上限として建替えを認めるものとする。

② 地区計画等の区域内の特例

・地区計画、特定街区等、特定地区を対象とした詳細型の都市計画に建築物の高さに関する 最高限度が定められており、又は新たに定められた場合には、その高さの最高限度を絶対 高さの制限の値として読み替える。

③ 優良な建築計画に対する特例

・敷地内に緑地の整備や建築物の壁面後退など一定の条件を満たすことにより、周辺の市街 地環境の向上に貢献する建築計画について、絶対高さ制限を緩和することを認める。

④ 区長の許可による特例

・公益上やむを得ないと認め、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、 又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物で、区長が特に許可したも のについては、当該建築物に係る絶対高さ制限においてその高さを算定するときに限り、 この規定を適用しないことができるものとする。

検討事項

※特例措置による認定又は許可は裁量を伴うことから、具体的な要件や手続き、第三者機関等の 関与ついては、さらに検討していきます。

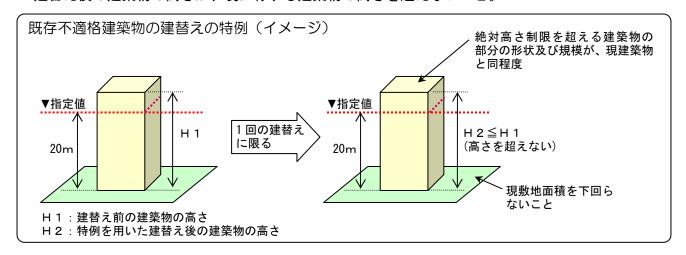
【2】各種基準等

① 既存不適格建築物

絶対高さの規制による高度地区の指定は、長期的には、建築物の高さは絶対高さに以下に 誘導していくためのものです。しかし、建替え時に住民間の合意形成が困難である分譲共同 住宅を中心にした既存の建築物については、一定の配慮が必要です。

【要件】

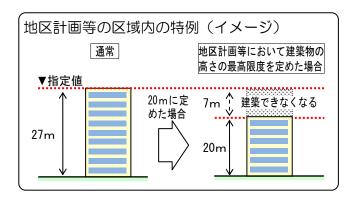
- ・建て替え後の建築物の敷地面積が、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、公 共事業の施行等により変更が生じた場合は、この限りでない。
- ・建替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模が、現に存する建築物の 絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。
- ・建替え後の建築物の高さが、現に存する建築物の高さを超えないこと。



② 地区計画等の区域内の特例

地区計画は、個別の地区において詳細に検討され、都市計画決定手続きを経て定められる ものです。この地区計画で定める高さ制限のルールを優先するため、絶対高さ規制について 特例を設けていきます。

・地区計画等により建築物の高さの最高限度が定められている区域(または、今後新たに定める区域)については、絶対高さを定める高度地区の指定値と読み替えて適用するものとします。



③ 優良な建築計画に対する特例

一定規模以上を有する敷地において、緑地の整備や建築物の壁面後退など、周辺の市街地環境の向上に貢献する内容を含む建築計画については、特例的な運用により絶対高さを緩和する ことが必要と考えます。

【要件】

表-9 緩和する敷地規模の値

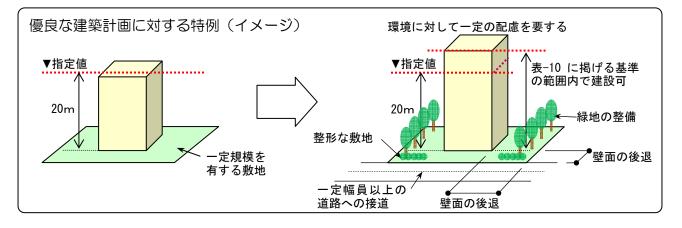
用途地	敷地規模の値	
住居系用途地域	3, 000 ㎡以上	
商業系用途地域	2, 000 ㎡以上	
工業を田冷地は	準工業地域	3, 000 ㎡以上
工業系用途地域	工業地域	5, 000 ㎡以上

周辺の市街地環境に対して以下の要件がすべて満たされており、かつ、総合的に見て支障がないこと

一角とり川田地	泉境に対して以下の安件かりへて両にされてあり、かつ、総合的に気	こく文件がないこと。
項目	要件	備考(参考条例、要綱等)
上位関連計画と	上位関連計画と整合する建築計画であること。	都市計画マスタープラン
の整合		大田区景観計画
整形な敷地	原則として、四角形又はそれと近似する形状とするなど、整形なものであること。	大田区総合設計
		許可要綱
一定幅員以上の	幅員 8m以上(商業系・工業地域)、6m以上(その他)	大田区総合設計
道路への接道	敷地周長のおおむね6分の1が接道していること	許可要綱
緑地の整備	大田区みどりの条例に基づく地上部の緑化係数を 0.4 とする。	大田区みどりの条例
	例:緑化基準面積=敷地面積×(100-建ペい率)×1/100×緑化係数	
	敷地面積=3,000 ㎡・建ペい率=80%の場合 : 緑化基準面積=240 ㎡以上	
壁面の後退	隣地境界線からの離隔	大田区総合設計
	⇒建築物の高さの平方根の2分の 1 に 2mを加えた距離以上	許可要綱
	例:高さ25mの場合、隣地境界線からの距離=4.5m(=√25÷2+2)	
	道路境界線からの離隔	
	⇒建築物の高さの平方根の2分の 1 に 3mを加えた距離以上	
	例:高さ25mの場合、道路境界線からの距離=5.5m(=√25÷2+3)	

表-10 建築物の絶対高さ制限の範囲

敷地規模の値	絶対高さ制限の範囲
2,000 ㎡以上~3,000 ㎡未満	絶対高さ制限の「1.2倍」に相当する高さ
3,000 ㎡以上~5,000 ㎡未満	絶対高さ制限の「1.5倍」に相当する高さ
5,000 ㎡以上~10,000 ㎡未満	絶対高さ制限の「1.7倍」に相当する高さ
10,000 ㎡以上	絶対高さ制限の「2.0倍」に相当する高さ



④ 区長の許可による特例

次に該当する建築物(絶対高さ制限を超えない建築物は除く。)で区長が特に許可したものについては、当該建築物に係る絶対高さ制限においてその高さを算定するときに限り、この規定を適用しないことができることとします。

【要件】

公益上やむを得ないと認め、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、又は周囲 の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。